

空き家相談、はじめました。⑤

空き家に関する情報を全う回お届けしていきます

空き家相談受付中



▲産業観光課 坂井

神山町の家や土地を活用していくための取り組みとして昨年の4月から始

まった「空き家相談」。固定資産税の納付書に案内文書を同封させていただったり、空き家相談会も開催しましたが、皆さんはご存じでしょうか。『空き家』相談とはなっています。が、今お住まいの家のことであつたり、土地の活用に関するこ

となど、お家を取り巻く様々な問題について相談を受け付けています。

【昨年1年間の相談件数】

○空き家に関すること 5件
<ul style="list-style-type: none"> ・長年放置している空き家は利活用できないのか。 ・遠方に住んでいるので管理できない。何か良い方法はないのか。 ・まだまだ使えるので空き家で置いとくのはもったいない。
○空き家の賃貸、売買に関すること 14件
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家を貸した場合、家の修理はどうなるのか。 ・家と一緒に、できれば畑も借りてほしい。
○登記、相続に関すること 4件
<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった祖父から登記の名義を変更したい。 ・自身が亡くなったあと、家や土地の相続にあたって何か準備しておくことはないのか。 ・登記ができていない空き家を賃貸や売買することは可能なのか。
○土地に関すること 1件
<ul style="list-style-type: none"> ・山林の売買、譲渡にはどのような手続きが必要となるのか。

相談内容も空き家に対する思いも様々ですが、何もせず空き家のまま放置するのは得策ではありません。まずは相談からはじめてみませんか。

次年度も引き続き相談窓口を設けています。家・土地の活用に関すること、近所にある空き家の情報提供など、お家に関して些細なことでも構いませんので、相談にお立ち寄りください。

〈空き家の質問あれこれ〉

Q. 畑も一緒に貸したり売ったりすることはできるんえ？

A. できますが、条件もあります。



▲移住交流支援センター 伊藤

移住交流支援センターに移住

相談に来る方の中には、空き家と一緒に畑を借りたいという方もいます。農業を中心に生計を立てていきたいという方から、家族が食べる分の食料を自給したいという方まで、関心のあり方は人それぞれです。また、町の創生戦略をきっかけに設立された(株)フードハブ・プロジェクトでも、昨年から農業研修生の受入れが始まりました。彼らも研修後に神山で独立して新規就農するための、空き家と農地を探しています。

ただし、農地を売買や贈与、貸し借りする場合には農業委員会の許可が必要で、下限面積が10アールなどいくつか許可条件があります。町外から移住してくる人は、引っ越してきて1〜2年は住居や仕事の環境を整えるのに手一杯で、農地の取得に必要な条件をすぐに満たせないこともあります。こうした場合、土地、空き家になっている建物、農地をすべて同じ人

に売りたいと考えても、農地だけはすぐに売れずに残ることになります。売買の条件が整うまでの数年間は、農地の貸し借りや利用権設定を通じて農地を管理してもらうよう、センターでは話し合いをサポートしています。また空き家の借主が耕作をしない人でも、草刈りなど田畑の管理を頼むことも可能です。家だけでなく田畑にも人の手が入ることで、町の風景が守られていきます。



相談は無料です

総合窓口

神山町産業観光課
☎ 088-676-1118

空き家の契約と移住

移住交流支援センター
☎ 088-676-1177

